

大会決議

I. 障害者権利条約にある理念に則り、手話言語による社会的障壁の除去をめざして

1. 「手話言語法」、「情報・コミュニケーション法」の制定を実現させよう。
- イ. 「手話言語法」の法制化を実現させ、日本語と対等の言語として手話言語のさらなる理解・普及を促進し、国連が定めた「手話言語の国際デー」への理解を広めるとともに、ろう者を取り巻く社会的障壁の除去をめざす。
- ロ. 国・地方公共団体、民間企業及び司法・医療・労働・教育等あらゆる分野での情報アクセシビリティを義務付けた「情報・コミュニケーション法」の制定を求め、さらにコミュニケーション手段への理解を広めるために、「手話マーク」「筆談マーク」の普及を図る。
- ハ. 障害者の尊厳と権利を保障し、様々な場面で合理的配慮の提供が推進されるよう障害当事者が主体となってあらゆる施策活動に参画し、障害者差別解消法や障害者雇用促進法における支援措置、相談、紛争解決の制度充実に向けて、さらなる体制整備や法改正を求める。

II. 災害体制の強化を図り、ろう児・者のより安心した暮らしや、スポーツ・文化的な活動を向上させるために

1. 被災地への継続支援とともに、災害に負けない強い防災力をもった自助・共助・公助を基本とした地域防災計画の策定を含めた総合的な災害支援、防災システムをめざそう。
 - イ. 東日本大震災や熊本地震の被災者、被災地域のろう者関係団体やろう学校等への復興支援を継続し、心のケアを含めた相談支援の拡充等の仕組みを構築する。
 - ロ. 平常時の防災等に係る情報、避難訓練等、及び災害発生時において、ろう者がいつでもどこでも安心して避難し、生活できるための情報を獲得し、コミュニケーションが図れる環境の整備を求める。
 - ハ. 地域住民や関係団体とのつながりを深め、地域の防災計画や避難所運営マニュアル（福祉避難所も含む）を策定し、障害当事者の参画を勧め、災害に強い地域・組織づくりをめざす。
2. 社会保障制度の充実をめざし、誰もが安心して利用できる社会資源の保障を求める。
 - イ. 「障害者総合支援法」の必須事業である手話通訳者の養成・設置・派遣を全国で格差なく実施し、ろう者が安心した生活を過ごせるよう、司法・医療・労働・教育など専門性を含む様々な場での手話講習や講師の資格化をめざした養成体制の整備を求める。
 - ロ. ろう重複障害者やろう高齢者をはじめ、全ての人たちが安心して生活できるよう、相談支援専門員やろうあ者相談員等と連携しての組織的な取り組みを推進し、就労・生活支援体制の強化と介護保険法等の社会資源の充実を求める。
 - ハ. 都道府県、政令指定都市に設置された聴覚障害者情報提供施設の機能拡充のための予算

増額及び未設置自治体への早期設置を求める。

3. ろう者の雇用と職場における情報及び支援環境の保障を求める。

- イ. ろう者が働きやすい職場環境づくりと、「聴覚障害」の特性を踏まえた合理的配慮の提供を求めるとともに、ろう者の職業開拓・技能習得の機会づくりを求める。
- ロ. 職業安定所へ手話協力員の常勤設置及び身分保障を求めるとともに、手話協力員実施要領の改善を求める。
- ハ. 障害者介助等助成金制度の手話通訳派遣の給付期間、給付額上限設定の撤廃等を求め、企業が利用しやすい制度への改善を求める。

4. ろう児の手話言語による教育を受ける権利の保障を求める。

- イ. ろう児や保護者が乳幼児段階から手話言語を獲得・習得できる環境の整備と、ろう児が在籍する全ての学校において「ろう児の求めるあらゆる教育ニーズ」に対応した教職員の配置及び障害に対する専門的な環境の整ったろう学校の存続を求める。
- ロ. ろう児のアイデンティティ確立のため、ロールモデルの役割を担えるろう者の教職員採用及び労働環境整備を求める。
- ハ. 人工内耳装着児へのサポート体制を構築し、ろう児の安定した家庭環境を保障するために、ろう児と保護者のための相談窓口やスクールカウンセラー等の専門職配置を求め、放課後等デイサービス事業の実施等によって、手話言語に関する情報提供や社会人ろう者との交流を推進する。

5. ろう者がいつでもどこでも緊急通報できる仕組みづくりと、電話リレーサービスの通信としての制度化を求める。

- イ. 消防・救急（119）、警察（110）、海上（118）等における緊急通報について、ろう者もいつでもどこでも通報できるような仕組みづくりを早急に求める。
- ロ. 現在、国において福祉の予算で実施されている電話リレーサービスを電話通信として制度化するよう求める。

6. ろう者の参政権の保障を求める。

- イ. 全ての政見放送に手話通訳及び字幕付与の義務付けを求める。
- ロ. 中立・公正な立場である手話通訳者・士を「選挙運動に従事する者」とする公職選挙法の規定撤廃を求める。
- ハ. ろう者の立候補者が手話言語等によって公約を市民に訴える等、円滑な選挙活動が行えるよう、ろう者の被選挙権の保障を求める。

7. ろう児・者のスポーツ活動の拡充とともに競技環境の向上を求める。

- イ. 2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けてデフリンピックやデフスポーツの認知度と情報保障を高め、デフスポーツ等の関係団体と連携を深める。
- ロ. デフリンピック等の国際規模の大会をめざすろう児・者のアスリートの育成、発掘及び施設の拡充等、国が行うオリンピック・パラリンピック支援と同等な競技環境の拡充と支援を求める。

- ハ. ろう児・者が学校及び地域で様々なスポーツに参加できる情報保障環境の整備を求める。
- 8. 各種映像作品への手話言語と字幕の付与の拡充により、格差のない情報保障を図り、より豊かな文化生活を営むことを求める。
- イ. テレビ番組への手話言語と字幕付与の義務付けのために放送に関する法の整備と、ネット発信映像、映画やDVD等、あらゆるメディアの映像作品全てに字幕の付与を求める。
- ロ. 公的施設・避難所に「アイ・ドラゴン4」の設置を求める。
- ハ. 「文化芸術立国」に向けた国の取り組みを見据え、ろう者による美術・演劇・芸能・映像・文学等の文化芸術活動を推進させ、そのための支援の拡充や、手話言語等のアクセシビリティによる鑑賞の機会拡充を求める。

Ⅲ. 全日本ろうあ連盟の組織強化と国内外の連帯のために

- 1. ろう児・者の完全なる社会参加の推進に貢献できるよう、組織力を高めよう。
- イ. 連盟・加盟団体・ブロックが一体となったろうあ運動を進めることにより、会員一人ひとりの声を活かす取り組みを行い、連盟会員の拡大を図る。
- ロ. 国に対して具体的な政策の提言・要望を行う組織をめざして、運動を展開していく。
- ハ. 「日本聴力障害新聞」「季刊みみ」の読者拡大、出版物の普及、全国手話研修センター後援会への加入促進他、新たな事業展開により、連盟と加盟団体の財政基盤確立と運動の強化を図る。
- 2. アジアのろう児・者への支援を継続し、国内外の国際連帯を深めるとともに世界平和をめざそう。
- イ. アジアろう児・者友好プロジェクトへの募金活動を積極的に進め、ろう教育向上やろう団体の育成と支援を図る。
- ロ. 各国のろう団体等と連携を図り、アジアにおける国際手話通訳者養成を始め、青年部組織活動や女性組織の立ち上げ等、取り組みの強化を支援し、世界ろう連盟と国際的な障害組織及び国連と協同して世界各国の障害者権利・社会参加の充実に支援する。
- ハ. 戦争に反対し、核兵器の廃絶・地雷等の非人道的兵器の完全撤去等を目指し、世界平和を守る運動に協力する。

大会スローガン

1. 「手話言語法」、「情報・コミュニケーション法」の制定を実現させよう。
2. 被災地への継続支援とともに、災害に負けない高い防災力をもった自助・共助・公助を基本とした地域防災計画の策定を含めた総合的な災害支援、防災システムをめざそう。
3. 社会保障制度の充実をめざし、誰もが安心して利用できる社会資源の保障を求める。
4. ろう者の雇用と職場における情報・支援環境の保障を求める。
5. ろう児の手話言語による教育を受ける権利の保障を求める。
6. ろう者がいつでもどこでも緊急通報できる仕組みづくりと電話リレーサービスの通信としての制度化を求める。
7. ろう者の参政権の保障を求める。
8. ろう児・者のスポーツ活動の拡充とともに競技環境の向上を求める。
9. 各種映像作品への手話言語と字幕の付与の拡充により、格差のない情報保障を図り、より豊かな文化生活を営むことを求める。
10. ろう児・者の完全なる社会参加の推進に貢献できるよう、組織力を高めよう。
11. アジアのろう児・者の支援を進め、国内外の国際連帯を深めるとともに世界平和をめざそう。